

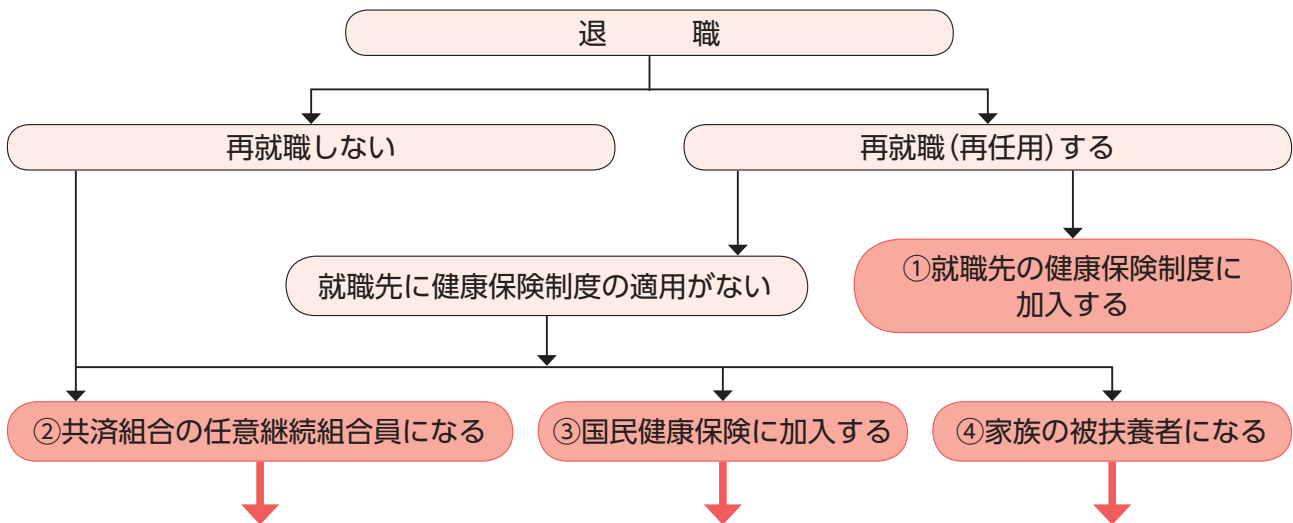
3月末に退職される方へ

■退職後の医療保険制度

組合員の皆さんが退職されますと退職日の翌日から組合員の資格を喪失するため、新たに次のいずれかの医療保険制度に加入する必要があります。

ご自分に適した制度を選択し、加入手続きを行ってください。

なお、フルタイム再任用職員になる場合は、当組合の組合員資格が継続になり、パートタイム再任用職員になる場合は、市町村等の「再任用規程」で定める制度に加入することになります。



加入要件	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方で、退職した日から20日以内に任意継続組合員となることを申し出た方。	他の健康保険に加入していない方。	年間収入が130万円(障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は180万円)未満の方で主たる扶養者の収入により生計を維持している方。 ※この他にも条件がありますので、詳細はご家族の勤務先等にお問い合わせください。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 共済貯金や人間ドックの助成等福祉事業の一部を利用できます。 ● 同じ月に同じ医療機関に支払った自己負担額が25,000円(基礎控除額)を超えた場合に、その超えた額を附加給付として支給します。 	※附加給付はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康保険料はかかりません。 ● 健康保険組合により附加給付があります。
保険料	今まで給与から控除されていた共済短期掛金の約2倍となります。(任意継続組合員の掛金は地方公共団体負担がなくなるため、全額自己負担となります。)	被保険者の前年の所得割等で算定されます。市町村により異なるため、居住地の市町村にお問い合わせください。	不要です。
加入手続き	本年3月31日退職予定の方については、2月中旬に加入希望調査を行いますので申し出てください。それ以外の方については、随時共済事務担当課へ申し出てください。	退職した日の翌日から14日以内に居住地の市町村において加入手続きをしてください。	健康保険組合により手続きが異なるため、ご家族の勤務先等にお問い合わせください。

※任意継続組合員制度については8ページをご覧ください。

お問い合わせ先 医療保険・国民年金について 医療健康課 TEL 029-301-1413
 老齢厚生年金について 年金課 TEL 029-301-1414
 貸付・物資・貯金・その他について 福利厚生課 TEL 029-301-1412

■ 共済組合の各種事業に係る退職時の手続き等について

医療保険

4月1日以降は、現在お持ちの組合員証・組合員被扶養者証(保険証)は使用できなくなりますので、退職後速やかに当組合まで返還してください。

● 任意継続組合員になる方

4月1日以降は、新たに交付する任意継続組合員証等を使用してください。
また、任意継続掛金の通知書(振込依頼書)を3月下旬に共済事務担当課をとおして送付しますので、4月20日までに納付してください。

● 他の医療保険制度に加入する方

退職後に当組合の組合員証等を使用して医療機関で受診した場合、当組合が医療機関へ支払った医療費を全額返還していただくことになりますので、必ず加入先の新たな保険証を使用してください。
また、退職後にかかりつけの医療機関で受診する際は、保険証が変更になった旨を申し出てください。



年 金

● 老齢厚生年金について

受給開始年齢になる前に実施機関(共済組合・日本年金機構など)から請求案内が届きます。
なお、受給開始年齢よりも前に年金の受け取りを希望される場合は、60歳以降いつでも請求できますので、当組合までご連絡ください。

● 退職後の年金制度について

60歳未満の組合員および被扶養配偶者の方は、退職後に厚生年金や国民年金への加入が必要になります。

貸 付

● 未償還金の返済

組合員貸付金を償還中に退職される場合は、皆さんに支給される退職手当から未償還金を控除し、返済していただくことになります。

● 借用証書の返還

完済されたことを確認したうえで、借用証書をご自宅に送付します。

● 「だんしん」特約保証料の返還について

団体信用生命保険に加入している方が保険期間の途中で退職される場合は、自動的に保険脱退となり、未経過月数分の特約保証料を返還します。
なお、返還まで2ヵ月程かかります。



物 資

物資立替金の未償還金についても貸付と同様に退職手当から控除し、返済していただくことになります。

貯 金

共済貯金は、原則として退職と同時に解約していただきますが、任意継続組合員になれる方は、共済貯金を継続することができます。

ただし、在職中から共済貯金に加入していた方に限ります。

● 積立・払戻

※積立は年2回(7月・12月)の臨時積立のみとなります。手続きは退職される共済事務担当課をとおして行ってください。
※積立限度額は3千万円です。
※毎月2回払戻ができます。払戻を希望する場合は、当組合までご連絡ください。
払戻締切日および送金日は、広報紙「いばらき共済」でご確認ください。



そ の 他

● JTBベネフィット会員証は各自で破棄してください。

ホームページを
ご利用ください

<http://www.iba-kyo.com/>

▶各種申請用紙をダウンロードすることができます。
健康情報コーナーのパスワード **iba-kyo**



任意継続組合員制度について

3月末に退職予定の方に任意継続組合員制度をご案内します。

なお、平成29年度の平均標準報酬月額、短期・介護掛金率は、次回の「いばらき共済」平成29年3月号(No.304号)でお知らせします。

任意継続組合員になることを希望する方は、共済事務担当課をとおして当組合に申し出てください。

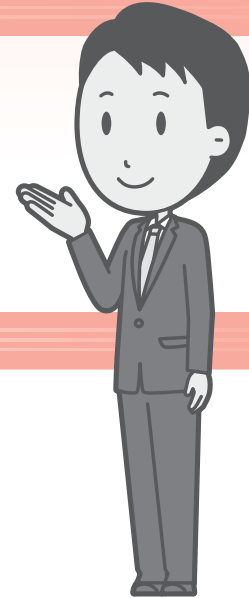
加入資格・期間	退職の日の前日までに1年以上組合員期間がある方は、退職後最長2年間加入できます。(申出により中途脱退可能です。)
任意継続掛金	任意継続掛金は、医療に係る短期掛金と介護に係る介護掛金(40歳以上65歳未満の方が対象)との合算額となります。 算定方法は、次の①か②のいずれか低い額に短期・介護の掛金率を乗じます。 ①退職月の短期標準報酬月額 ②9月30日時点の全組合員の平均標準報酬月額 【掛金の算定方法】 短期掛金(月額) = ①か②のいずれか低い額 × 短期掛金率 介護掛金(月額) = ①か②のいずれか低い額 × 介護掛金率 (参考:平成28年度の掛金率 短期 87.2/1000 介護 12.34/1000) 【参考】平成28年9月30日時点の平均標準報酬月額(380,000円)による算定 月額 37,825円 (短期 33,136円+介護 4,689円)
掛金の納入方法	12ヵ月払いと6ヵ月払いがあり、申出時に選択できます。(前納による割引有) 申出後に送付される当組合の通知書(振込依頼書)で、退職した日の翌日から20日以内に払い込みをお願いします。 【平成29年3月31日退職で任意継続を申し出た方の場合】 12ヵ月前納…年度単位(4月から3月まで)の掛金を納付。 6ヵ月前納…半年単位(4月から9月までと10月から3月まで)の掛金を納付。 ※6ヵ月前納の2回目の払込期限は平成29年9月30日となります。
任意継続組合員証等の交付	平成29年3月31日退職予定で任意継続を申し出た方には、3月末頃、共済事務担当課をとおして交付します。 それ以外の方にはご自宅へ郵送します。
被扶養者	被扶養者資格を継続します。現職時と同様に被扶養者の資格を備えていることが必要となるため、毎年7月に「被扶養者資格継続調査(検認)」を行います。
給付内容	在職中と同様の短期給付が受けられます。 ただし、休業給付(傷病手当金、出産手当金、休業手当金および育児・介護休業手当金)は除きます。 また、福祉事業の一部も利用できます。
資格喪失	次の①～⑤のいずれかに該当したときは、任意継続組合員の資格を喪失します。 ①加入後2年を経過したとき ②任意継続掛金を期日までに払い込まなかったとき ③再就職等により、他の医療保険制度に加入したとき ④任意継続組合員でなくなることを希望したとき ⑤死亡したとき ※③～⑤により中途脱退(資格喪失)したときは、未経過期間の掛金を返還します。
その他	任意継続組合員の掛金は、所得税の確定申告時に社会保険料控除の対象となります。

任意継続組合員の 皆さんへのお知らせ

確定申告について

平成28年中に納付いただいた任意継続掛金の「納付証明書」を1月下旬にご自宅へ送付しますので、確定申告等にご使用ください。

なお、証明する金額は、平成28年1月から12月の間に納付いただいた金額となります。



任意継続組合員の更新手続きについて

■ 加入後2年が経過する方

資格喪失日の1週間前までに「任意継続組合員資格喪失証明書」を送付しますので、国民健康保険等への加入手続きをお願いします。現在使用されている任意継続組合員証等(保険証)は有効期限が過ぎましたら速やかに当組合まで返還してください。

■ 加入後2年に満たない方

平成29年4月以降の更新手続きについて、平成29年3月上旬にご案内の文書を送付しますので、平成29年度の掛金額をご確認のうえ継続または脱退についてご検討ください。

■ 継続または脱退を判断するポイント

6ページの「退職後の医療保険制度」を参考にご検討ください。

※平成28年中の収入が少ない方は、任意継続掛金より国民健康保険料の方が安い傾向にあります。

■ 個人番号(マイナンバー)の取扱いについて

共済組合は、医療保険者として皆さんの利便性の向上を図るため、任意継続組合員や被扶養者の方の個人番号(マイナンバー)を収集し、平成29年7月から社会保障分野で利用する予定となっています。

その収集方法および時期については決まり次第、皆さんへ当組合よりお知らせいたしますので、その際にはご協力くださいますようお願いいたします。

